第92回
定時株主総会
招集ご通知

ZACROS

日 時 2022年６月17日(金曜日)午前10時
(受付開始：午前９時20分)

場 所 東京都文京区小石川一丁目１番１号
文京ガーデン　ゲートタワー　22階
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください）

議 案
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

目 次

第92回定時株主総会招集ご通知‥　1
株主総会参考書類……　7
(添付書類)
事業報告……　22
連結計算書類……　46
計算書類……　48
監査報告……　50

新型コロナウイルス感染リスク対応へのお願い

株主様の安全確保、感染防止の観点から、本株主総会のご来場を見合わせ、インターネットまたは書面により議決権を行使いただくことをご推奨申し上げます。

株主総会にご出席されない場合

インターネットまたは書面による**議決権行使期限**
2022年６月16日（木曜日）午後５時15分まで

＜お知らせ＞
ご出席株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解いただけますようお願い申し上げます。

藤森工業株式会社
証券コード：7917

証券コード　7917
2022年６月１日

株主各位

東京都文京区小石川一丁目１番１号
藤森工業株式会社
代表取締役社長　布山英士

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本総会当日のライブ配信も実施しておりますので、ご来場を見合わせ、可能な限り、「インターネット」または「書面」により議決権を事前行使いただくことをご推奨申し上げます。

後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2022年６月16日（木曜日）午後５時15分までに議決権を事前行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時	2022年６月17日（金曜日）午前10時 （受付開始：午前９時20分）
２．場　　所	東京都文京区小石川一丁目１番１号 文京ガーデン　ゲートタワー　22階 （会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください）
３．目的事項	
報告事項	１．第92期（2021年４月１日から2022年３月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第92期（2021年４月１日から2022年３月31日まで） 計算書類報告の件
決議事項	
第１号議案	剰余金処分の件
第２号議案	定款一部変更の件
第３号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

第４号議案	監査等委員である取締役３名選任の件
４．議決権行使のお取扱い	(1) インターネットと書面により、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。 (2) インターネットによって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して添付すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款の規定に基づき、下記ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

≪当社ウェブサイト≫

アドレス　https://www.zacros.co.jp/gsm/2022-03/

本株主総会招集ご通知に掲載しております株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに修正事項を掲載させていただきます。

≪当社ウェブサイト≫　　アドレス　https://www.zacros.co.jp

新型コロナウイルス感染防止の対応
・感染リスクを避けるため、できるだけご来場をお控えいただき、インターネットまたは書面による議決権の事前行使をご推奨申し上げます。また、事前登録制にてインターネットによるライブ配信を行いますので、ご来場されなくても株主総会の様子をご覧いただけます。 ・検温にて体温が高い方や、会場にて体調不良と見受けられる株主様は、運営スタッフがお声掛けして、ご入場を控えていただいたり、ご退出をお願いする場合もございますので、予めご了承お願いいたします。 ・マスクを必ず着用し、ご自身及び周囲への感染予防のご配慮をお願いいたします。 ・アルコール消毒液を設置しておりますので、手指の消毒にご協力をお願いいたします。 ・会場は従来よりも間隔を空けた配置にて、場内換気や受付、座席、マイク等の消毒を行っております。 ・総会会場では、当社役員・係員は、検温、体調を確認した上、全員マスク着用にて応対いたします。 ・株主総会の所要時間短縮のため、ご質問はお一人様１回、１問のみとさせていただきます。 ・今後の状況変化により、株主総会の運営に変更が生ずる場合がございますので、適宜当社ウェブサイト（https://www.zacros.co.jp）をご確認ください。 株主の皆様におかれましては、ご負担をお掛けいたしますが、事情をご賢察の上、ご理解の程、宜しくお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です）

日 時 **2022年６月17日（金曜日）午前10時（受付開始：午前９時20分）**

場 所 **東京都文京区小石川一丁目１番１号**
文京ガーデン　ゲートタワー　22階
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください）

郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 **2022年６月16日（木曜日）午後５時15分到着分まで**

インターネットで議決権を行使される場合

パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイト（**https://www.web54.net**）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 **2022年６月16日（木曜日）午後５時15分入力完了分まで**

① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取ってください。

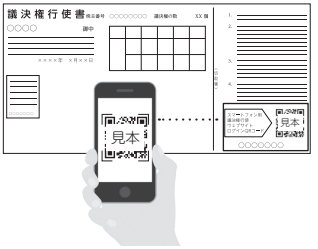

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

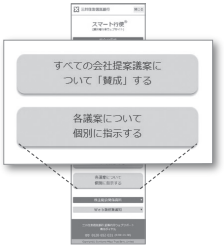

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト **https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

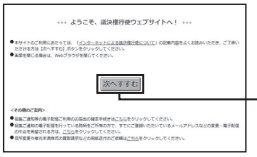

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※ インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

株主総会インターネット配信のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から株主総会へのご来場は極力お控え願っております。ご来場はできるだけ見合わせていただき「インターネット」または「書面」による議決権行使をいただけますようお願い申し上げます。

ご来場をお控えいただいた株主様が株主総会の模様をご視聴いただけるよう、事前登録制にて、インターネットによるライブ配信を実施いたします。

＜インターネットライブ配信ご視聴申込みご案内＞

ライブ配信は、事前にお申込みいただいた株主様へご視聴方法をご案内いたします。

※ご視聴を希望される株主様は別紙「インターネットでの視聴を希望される株主様へ」をご参照ください。

●配信日時：　2022年６月17日（金）午前10時から株主総会終了時刻まで

（開会前の午前９時30分から接続可能となり、午前９時55分から映像を配信する予定です）

●事前視聴申込登録サイトURL　https://forms.gle/FmuteNQkxCo5pSit9

（当社お問合せページより、プライバシーポリシーを確認ご同意の上、ご登録をお願いいたします）

●お 申 込 み 期 限：　６月９日(木)午後５時まで

●視聴URLのご連絡：　６月14日(火)電子メールにて

【インターネット配信ご参加にかかるご留意事項】

①ご視聴いただく株主様は、本株主総会当日のご質問、決議にご参加いただくことはできません。事前に議決権を行使の上でご視聴をお願いいたします。

②ご視聴にご参加いただけるのは株主様本人のみに限定させていただきます。

③ID及びパスワードの第三者へのご提供は固くお断りいたします。

④ご使用のインターネット接続環境及び回線の状況等により映像音声の不具合やご視聴いただけない場合がありますので予めご了承ください。

⑤出席株主様のプライバシーに配慮し、配信の映像は議長席及び役員席付近のみとさせていただきます。

⑥ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

※本株主総会終了後に当社ホームページにて動画を掲載する予定です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元と株主資本利益率の向上を最重要課題の一つと位置づけており、利益の配分については、業績の伸展状況に応じて配当性向・株主資本配当率等を勘案し、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。この方針に基づき、第92期の期末配当につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。なお、中間配当金として１株に40円をお支払しておりますので、年間配当金は82円となります。

期末配当に関する事項

① **配当財産の種類**

金銭

② **配当財産の割当てに関する事項及びその総額**

当社普通株式１株　**４２円**

配当総額　**７９９,２７４,８６８円**

③ **剰余金の配当が効力を生じる日**

2022年６月20日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

(1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第１項を新設するものであります。

(2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第２項を新設するものであります。

(3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき情報を、法務省令の定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主が提供を受けることができる状態に置く措置をとる場合には、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削　除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新　　設）	（電子提供措置等） 第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 ２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
（新　　設）	（附則） （株主総会資料の電子提供に関する経過措置） 第１条　定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年９月１日から効力を生ずるものとする。 ２．前項の規定にかかわらず、2022年９月１日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。 ３．本条の規定は、2022年９月１日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案にて同じ。）全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	再任　藤森明彦（ふじもりあきひこ）	代表取締役会長	92%(13回／14回)
2	再任　藤森伸彦（ふじもりのぶひこ）	代表取締役副会長	100%(14回／14回)
3	再任　布山英士（ふやまえいし）	代表取締役社長	100%(14回／14回)
4	再任　藤森行彦（ふじもりゆきひこ）	取締役	100%(14回／14回)
5	再任　嵯峨　裕（さがひろし）	取締役上席執行役員 社長室長	100%(14回／14回)
6	新任　佐藤道彦（さとうみちひこ）	上席執行役員管理部門管掌 総務部長	―

候補者番号

1 藤森（ふじもり） 明彦（あきひこ）

(1944年1月2日生)

再 任

所有する当社株式数

448,900株

取締役在任年数

36年

取締役会への出席状況

13／14回（92%）

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1969年 8 月　当社入社
1977年 1 月　フジモリ産業㈱代表取締役専務
1983年 6 月　協和工業㈱代表取締役社長
1986年 6 月　当社常務取締役企画本部長
1988年 6 月　当社専務取締役営業本部長
1990年 6 月　当社代表取締役専務
1991年 6 月　当社代表取締役社長
1999年 1 月　当社機能材料事業部長
2002年 4 月　当社新規事業企画部長
2013年10月　当社代表取締役会長（現任）

■取締役候補者とした理由

当社の代表取締役社長を歴任し、経営者として豊富な経験と実績を有するとともに、代表取締役会長就任以降も、当社の代表取締役会長として当社グループの経営を牽引し当社の企業価値の向上に尽力していることから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

2 藤森（ふじもり） 伸彦（のぶひこ）

(1959年７月31日生)

再 任

所有する当社株式数
530,300株

取締役在任年数
34年

取締役会への出席状況
14／14回（100%）

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1987年１月　ニッカ㈱入社、取締役経営企画室長
1988年６月　当社取締役
1989年４月　ニッカ㈱常務取締役
1991年３月　協和工業㈱代表取締役社長
1992年４月　ニッカ㈱代表取締役社長
1994年４月　フジモリプラケミカル㈱代表取締役社長
2002年６月　フジモリプラケミカル㈱取締役会長
2002年６月　当社代表取締役副社長海外担当
2003年４月　当社国際部長
2013年10月　当社代表取締役海外部門管掌
2014年６月　当社代表取締役副会長（現任）

■取締役候補者とした理由

当社の代表取締役副社長を歴任し、経営者として豊富な経験と実績を有するとともに、代表取締役副会長就任以降も、当社の代表取締役副会長として当社グループの経営を牽引し当社の企業価値の向上に尽力していることから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

3 布山（ふやま） 英士（えいし）

(1954年２月４日生)

再 任

所有する当社株式数

10,784株

取締役在任年数

14年

取締役会への出席状況

14／14回（100%）

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1977年４月　当社入社
1998年４月　当社機能材料事業部沼田事業所長
2003年２月　当社研究所長
2003年４月　当社執行役員研究所長
2005年６月　まつやセロファン㈱代表取締役社長
2007年６月　当社執行役員ヘルスケアサプライ事業部長
2008年４月　当社ライフサイエンス事業部長
2008年６月　当社取締役
2009年４月　当社ライフサイエンス事業本部長
2011年６月　当社包装事業部長
2011年10月　当社常務取締役
2012年６月　当社専務取締役
2013年10月　当社代表取締役社長（現任）

■取締役候補者とした理由

長年にわたり、当社のウェルネスおよび環境ソリューション事業部門をはじめ当社グループの発展に寄与し、代表取締役社長に就任以降も当社グループの経営を牽引し、当社の企業価値の向上に尽力していることから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

4 藤森（ふじもり） 行彦（ゆきひこ）

(1949年２月16日生)

再 任

所有する当社株式数
515,500株

取締役在任年数
34年

取締役会への出席状況
14／14回（100%）

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1974年11月　当社入社
1982年５月　当社米国駐在員事務所長
1983年10月　当社退社、フジモリ産業㈱代表取締役専務
1985年６月　フジモリ産業㈱代表取締役社長
1988年６月　当社取締役（現任）
2011年６月　フジモリ産業㈱代表取締役会長（現任）
2015年６月　フジモリ産業㈱代表取締役社長（現任）

■取締役候補者とした理由

経営者として豊富な経験と実績を有するとともに、当社グループであるフジモリ産業株式会社の代表取締役社長及び会長として当社グループの経営を牽引し当社グループの連結業績に貢献していることから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

5 嵯峨（さが） 裕（ひろし）

(1959年３月14日生)

再 任

所有する当社株式数
4,969株

取締役在任年数
８年

取締役会への出席状況
14／14回（100%）

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1981年 4 月　当社入社
2003年 4 月　当社経営企画部経営システム統括部長
2004年 4 月　当社経営企画部長
2009年 6 月　当社執行役員
2014年 6 月　当社取締役
2016年 6 月　当社取締役上席執行役員（現任）
2018年 1 月　当社社長室長（現任）兼情報システム部長

■取締役候補者とした理由

長年にわたり、当社の経営企画部門及び情報システム部門の発展に寄与し、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など当社の企業価値の向上に尽力していることから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

6 佐藤（さとう） 道彦（みちひこ）

(1964年12月10日生)

新 任

所有する当社株式数

817株

取締役在任年数

—

取締役会への出席状況

—

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2015年６月　㈱みずほ銀行より出向
2016年１月　当社粘着ソリューション事業部長代理
2016年６月　当社入社、執行役員
2016年８月　当社粘着ソリューション事業部長
2020年10月　当社ディスプレイ部材事業部長
2021年５月　当社総務部長（現任）
2021年６月　当社上席執行役員管理部門管掌（現任）

■取締役候補者とした理由

金融業務及び人事総務業務に豊富な経験を有するとともに、当社のディスプレイ関連事業分野に精通していることから、今後は経営全般にわたる更なる貢献を期待し、新任取締役候補者といたしました。

（注）１．藤森行彦氏は、フジモリ産業㈱の代表取締役会長兼社長を兼務し、当社は同社との間に、製品販売等の取引関係があります。他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．当社は、会社法第430条の３第１項に基づき以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。各取締役候補者はすでに本保険契約の被保険者となっており、各候補者が取締役に選任され就任した場合、引き続き当該保険の被保険者となります。本保険契約は2022年10月に更新をする予定です。

【保険契約の内容の概要】

①被保険者の範囲
当社及び当社が過半の株式を保有する関係会社の役員（取締役、監査等委員である取締役、監査役等及び契約後に就任したものを含む）

②被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は全額会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

③補填の対象となる保険事故の概要
被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求をうけることによって生じる事のある損害について補填するものであります。

④役員等の職務の適正性が損なわれないための措置
被保険者の法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（３名）が任期満了となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況
1	再任　坂井（さかい）　学（まなぶ）	監査等委員である社外取締役	100% (14回／14回)	100% (15回／15回)
2	再任　張（ちょう）　秋華（しゅうか）	監査等委員である社外取締役	100% (14回／14回)	100% (15回／15回)
3	再任　小林（こばやし）　英三（えいぞう）	監査等委員である社外取締役	100% (14回／14回)	100% (15回／15回)

候補者番号

1 坂井　学（さかい　まなぶ）

(1949年7月13日生)

再 任

所有する当社株式数
1,083株

監査等委員である社外取締役在任年数
4年

取締役会への出席状況
14／14回（100%）

監査等委員会への出席状況
15／15回（100%）

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1974年 4 月　第一製薬㈱（現第一三共㈱）入社　研究所製剤研究部
2005年 6 月　同社執行役員経営推進部長
2005年 9 月　第一三共㈱執行役員経営管理部長
2010年 4 月　同社常務執行役員グループ経営管理統括
2012年 4 月　同社専務執行役員管理本部長
2013年 6 月　同社取締役専務執行役員管理本部長
2014年 6 月　同社代表取締役副社長執行役員管理本部長
2015年 7 月　同社顧問
2018年 6 月　当社監査等委員である社外取締役（現任）

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

研究開発及び会社経営における長年の経験と見識を有し、その豊富な知識と経験を当社の経営及び監査等に活かしていただけると期待したためであります。上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号

2 張（ちょう） 秋華（しゅうか）

(1967年10月13日生)

再 任

所有する当社株式数
1,586株

監査等委員である社外取締役在任年数
6年

取締役会への出席状況
14／14回（100%）

監査等委員会への出席状況
15／15回（100%）

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1991年 9 月　上海華浦鞋業有限公司董事
1998年 4 月　シティバンク銀行㈱入行
1999年11月　CitiChinese 創設・営業責任者
2002年 2 月　香港上海銀行 中国業務推進室長
2008年 4 月　ビジネス・ブレークスルー大学大学院教授（現任）
2012年 4 月　慶應義塾大学ビジネススクール特別招聘教授
2013年 6 月　当社監査役
2016年 6 月　当社監査等委員である社外取締役（現任）

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

国際的金融業界の経験者として培われた高度な専門的知識を有し、その豊富な知識と経験を当社の経営及び監査等に活かしていただけると期待したためであります。上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号

3 小林 英三（こばやし えいぞう）

(1948年９月８日生)

再 任

所有する当社株式数
697株

監査等委員である社外取締役在任年数
６年

取締役会への出席状況
14／14回（100%）

監査等委員会への出席状況
15／15回（100%）

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1972年４月　日本銀行入行
1999年５月　同行人事局長
2000年５月　同行考査局長
2002年６月　同行理事
2006年５月　アメリカンファミリー生命保険会社シニア・アドバイザー
2007年３月　ヤマハ発動機㈱取締役
2007年４月　クロスプラス㈱取締役
2007年７月　アメリカンファミリー生命保険会社副会長
2009年８月　㈱SBJ銀行取締役
2010年５月　日本証券金融㈱顧問
2010年６月　同社専務取締役
2012年６月　同社代表取締役社長
2013年６月　アニコムホールディングス㈱取締役
2015年６月　当社監査役
2016年５月　㈱瑞光取締役
2016年６月　当社監査等委員である社外取締役（現任）
2019年６月　日本証券金融㈱執行役会長（現任）

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

金融業務及び会社経営における長年の経験と見識を有し、その豊富な知識と経験を当社の経営及び監査等に活かしていただけると期待したためであります。上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．坂井学氏、張秋華氏及び小林英三氏の３氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。当社は、３氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、３氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
３．坂井学氏、張秋華氏及び小林英三氏は、現在当社の社外取締役でありますが、３氏の在任期間は、本総会終結の時をもって、坂井学氏は４年、張秋華氏及び小林英三氏は６年となります。なお、張秋華氏及び小林英三氏は、過去に当社の業務執行役でない役員（監査役）であったことがあります。
４．当社は、３氏との間で、会社法第427条第１項及び当社定款第31条の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、３氏の再任が承認された場合、当社は３氏との間で当該契約を継続する予定であります。

5．当社は、会社法第430条の３第１項に基づき以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。各取締役候補者はすでに本保険契約の被保険者となっており、各候補者が取締役に選任され就任した場合、引き続き当該保険の被保険者となります。本保険契約は2022年10月に更新をする予定です。

【保険契約の内容の概要】

①被保険者の範囲

当社及び当社が過半の株式を保有する関係会社の役員（取締役、監査等委員である取締役、監査役等及び契約後に就任したものを含む）

②被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は全額会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

③補填の対象となる保険事故の概要

被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求をうけることによって生じる事のある損害について補填するものであります。

④役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

被保険者の法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

【取締役候補者のスキル・マトリックス】

氏名	企業経営	製造・開発	営業・マーケティング	財務・会計・法務	環境・ESG	国際性・多様性
藤森 明彦	○	○	○		○	
藤森 伸彦	○		○	○		○
布山 英士	○	○			○	○
藤森 行彦	○	○	○			○
嵯峨 裕		○	○	○	○	
佐藤 道彦			○	○	○	○
坂井 学	○	○		○	○	
張 秋華	○		○	○		○
小林 英三	○		○	○		○

※各取締役の専門性や経験のうち、当社として特に重要と認識する各人ごと４項目につき記載

以　上

（添付書類）

事 業 報 告

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

１．企業集団の現況

（1）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のワクチン接種が進んだことなどにより、社会経済活動が正常化に向かう局面もありましたが、感染力の強い変異株の出現、原材料価格の上昇、ウクライナ情勢によるサプライチェーンの混乱など、年度後半には再び不安定な状態となりました。

このような環境の下、環境ソリューション事業は収益認識基準の適用などにより減収となりましたが、情報電子事業はプロテクトフィルム、情報記録用材の販売が共に好調だったことで増収となりました。加えて、ウェルネス事業と建築・土木資材事業でも増収を確保したことから、当社グループの売上は前年同期比で増収となりました。

損益面では、原材料価格の上昇や人材補強に伴う固定費の増加、研究開発費や戦略費の投入があったものの、情報電子事業やウェルネス事業を中心とした増収効果などにより、前年同期比で増益となりました。

この結果、当連結会計年度における業績は、売上高1,278億19百万円（前年同期比9.0％増）、営業利益103億41百万円（前年同期比0.5％増）、経常利益111億２百万円（前年同期比3.7％増）、親会社株主に帰属する当期純利益76億93百万円（前年同期比5.7％増）となりました。

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

（ウェルネス事業）

売上高構成比

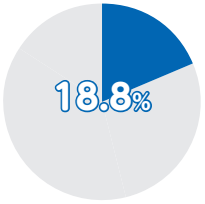

売上高 （単位：百万円）

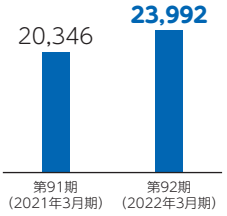

医薬医療用包装材では海外子会社での売上が前年同期を大幅に上回り、さらにバイオ医薬品等製造用シングルユースバッグ及び関連製品の販売も引き続き好調であることから、事業全体として増収となりました。

この結果、売上高は239億92百万円（前年同期比17.9%増）となりました。

（環境ソリューション事業）

売上高構成比

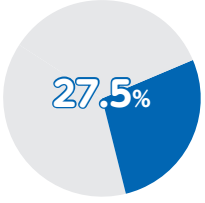

売上高 （単位：百万円）

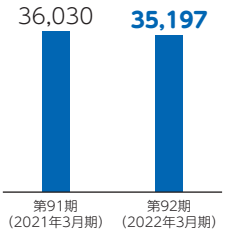

液体容器では海外子会社を中心に売上を着実に伸ばし増収となり、また生活用品向包装材でも大容量の複数回つめかえ袋の売上が前年同期を上回りました。その一方、収益認識基準の適用に伴う売上減少影響に加え、食品用包装材では前年第１四半期にスポット的な充填搬送システム販売があったことから前年同期比で売上が減少し、事業全体として減収となりました。

この結果、売上高は351億97百万円（前年同期比2.3%減）となりました。

（情報電子事業）

売上高構成比

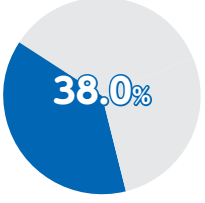

売上高 （単位：百万円）

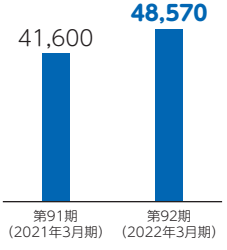

ディスプレイ関連において、プロテクトフィルムはテレビ画面の大型化に伴う市場拡大により受注が増加し、昨年度より本格稼働した当社昭和事業所の新設機械による生産増も大きく寄与したことから、売上は前年同期を上回りました。電子部材関連他においては、情報記録用材で、高速大容量の通信インフラ整備が進んでいることなどからパソコン・サーバー向けの販売が大きく伸長したことに加えて、タブレット・スマートフォン向けも底堅く推移したことなどから事業全体で増収となりました。

この結果、売上高は485億70百万円（前年同期比16.8%増）となりました。

（建築・土木資材事業）

売上高構成比

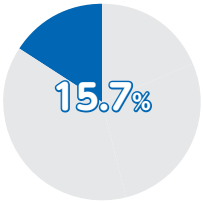

売上高　（単位：百万円）

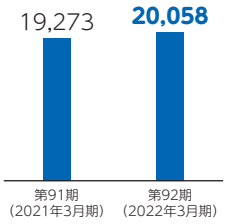

建築資材関連においては、収益認識基準の適用に伴う売上減少影響があったものの、煙突工事並びに空調用配管の売上が好調に推移したことに加え、集合住宅向けボイドスラブ（床構造部材）の販売も前年を上回りました。土木資材関連については、トンネル用資材の売上が減少しました。

この結果、売上高は200億58百万円（前年同期比4.1％増）となりました。

事業分野別売上高の推移

	第91期（前連結会計年度）（2020年度）		第92期（当連結会計年度）（2021年度）		
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）	前年比（％）
ウェルネス事業	20,346	17.4	23,992	18.8	17.9
環境ソリューション事業	36,030	30.7	35,197	27.5	△2.3
情報電子事業	41,600	35.5	48,570	38.0	16.8
建築・土木資材事業	19,273	16.4	20,058	15.7	4.1
合計	117,250	100.0	127,819	100.0	9.0

（注）　上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

②　設備投資の状況

当連結会計年度において、当社グループが実施した設備投資の総額は、54億36百万円であり、その主な内容は当社における建物及び機械装置を中心とした投資です。

③　資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達につきましては、特に記載すべき事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

■ 売上高（単位：百万円）

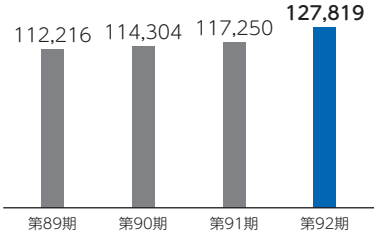

■ 経常利益（単位：百万円）

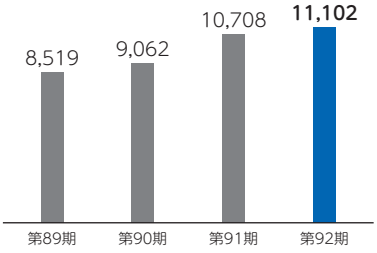

■ 親会社株主に帰属する当期純利益（単位：百万円）

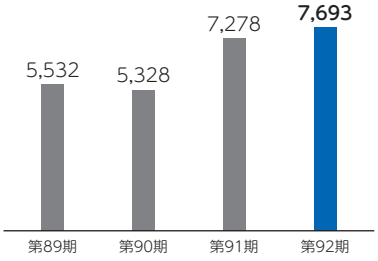

■ 総資産/純資産（単位：百万円）

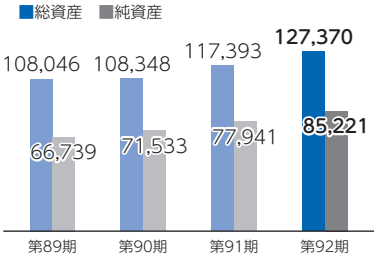

■ １株当たり当期純利益（単位：円）

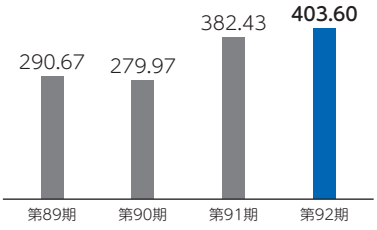

■ １株当たり純資産（単位：円）

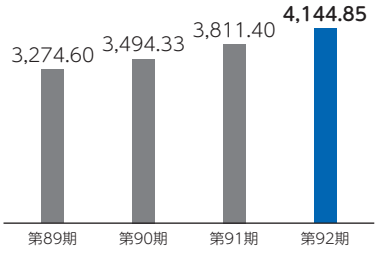

項目＼期	第 89 期（2018年度）	第 90 期（2019年度）	第 91 期（2020年度）	第 92 期（当連結会計年度）（2021年度）
売上高（百万円）	112,216	114,304	117,250	127,819
経常利益（百万円）	8,519	9,062	10,708	11,102
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	5,532	5,328	7,278	7,693
１株当たり当期純利益(円)	290.67	279.97	382.43	403.60
総資産（百万円）	108,046	108,348	117,393	127,370
純資産（百万円）	66,739	71,533	77,941	85,221
１株当たり純資産額(円)	3,274.60	3,494.33	3,811.40	4,144.85

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　　本　　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
フジモリ産業株式会社	303百万円	82.0%	建材・土木用材の製造、販売及び化成品の販売
フジモリプラケミカル株式会社	186百万円	100.0%	グラビア印刷及び軟包装材の製造、販売
まつやセロファン株式会社	40百万円	100.0%	軟包装材の製造、販売
ZACROS (THAILAND) CO.,LTD.	28百万バーツ	95.0%	軟包装材の製造、販売
ZACROS AMERICA,Inc.	70百万USドル	100.0%	軟包装材の製造、販売
台湾賽諾世股份有限公司	1,058百万台湾ドル	90.6%	精密塗加工製品の製造、販売
PT Kingsford Holdings	571,104百万IDR	60.0%	株式保有
ZACROS (HONG KONG) CO.,LTD.	6百万HKD	100.0%	軟包装材及び精密塗加工製品の販売

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、日本における既存産業の成熟、グローバル市場における競争激化、超スマート社会の実現に向けたＩＣＴ（ＩｏＴ、ＡＩ、ロボティックスなど）やバイオサイエンスを軸とした科学技術の加速度的な進化、シェアリングサービスやリユース・リサイクルによるサーキュラーエコノミー（循環型経済）への流れ、更に各産業におけるＳＤＧｓへの取組などにより、あらゆる分野で、産業パラダイムの変化が進んでいく転換期にあると認識しております。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の継続的な影響に対して、事業と組織運営を持続させるための施策、取組に対応するとともに、COVID-19によってもたらされる社会、経済への変化を所与のものとした対応を講じていく必要があると考えております。

さらに原油価格の高騰に伴う原材料価格の上昇への対応も必要な状況です。

このような経営環境認識のもと、当社グループでは、サステナブルな社会実現への取り組みとして、生産プロセスの変革や自然エネルギーの活用、環境対応型の製品やシステム、サービスの開発を推進してまいります。また、顧客の様々なニーズや期待に「応える」ことによる事業拡大はもちろんのこと、転換期を俯瞰的に見通して、先行的な投資により、期待やニーズを「超える」価値を創り上げて、能動的に提案していくことが重要であると考えております。

事業セグメントごとの事業戦略上の実行における重要な課題は以下のとおりです。

なお、原材料価格の上昇に対しては、事業セグメント共通して、原価低減や売価への転嫁などの施策を行い、その影響の低減を図ってまいります。

（ウェルネス事業）

医療現場を支える医薬品の安定供給、患者のQOLを向上させるデバイスやシステムの開発に取り組みます。

・バイオ医薬品等製造用シングルユースバッグ及び関連製品BioPhaS®（バイファス）の増産体制の構築
・液体医薬包装MediTect™（メディテクト）の海外事業展開
・血栓症や出血リスクの低減を図る医療機器の事業化の推進
・細胞の大量培養プロセス技術の再生医療・遺伝子治療分野への用途展開及び事業化の推進

（環境ソリューション事業）

今後ますます需要が高まる環境配慮製品の開発に加え、多様化が進む生活スタイル・消費活動の変化に適した資源循環システムの構築にも取り組みます。

・環境配慮パッケージのラインアップ拡充
・リサイクル時の環境負荷低減を実現するPEモノマテリアル軟包材の開発・拡販
・外部の団体、パートナー企業と協働した回収～リサイクルシステムの構築

（情報電子事業）
高速大容量の通信インフラの整備への対応、通信データ容量及び速度の飛躍的な向上のキーマテリアルの開発と生産強化に注力します。
・パソコン及びサーバー向け情報記録用材の増産体制の強化
・5G配線基板の性能向上を実現する部材の開発
・次世代電池部材の開発
・次世代ディスプレイ部材のラインアップ拡充と高効率生産

（建築・土木資材事業）
インフラの老朽化や異常気象による災害増加が予測される一方、建設業界は慢性的な人手不足であり、モノ（製品）だけでなく、サービス（ICT、構造計算、調査等）を付加価値として提案することを重視した事業展開に注力します。
・省力化、スキルレスに寄与するソリューション開発
・施工現場をスマート化するシステム開発
・東西の２国内生産拠点による安定した供給体制の確立とサービスレベルの向上

(5) 主要な事業内容（2022年３月31日現在）

下記製品の製造及び販売

事業分野	主要製品
ウェルネス	医薬・医療用包装材、バイオ医薬品等製造用シングルユースバッグ及び関連製品、医療機器及び体外診断薬関連製品
環境ソリューション	生活用品向包装材（粧業包装/つめかえパウチ）、食品用包装材、プラスチック製液体容器（バッグインボックス等）
情報電子	プロテクトフィルム（偏光板用プロテクト等）、情報記録用材（層間絶縁フィルム等）、剥離フィルム、その他情報関連機器用材
建築・土木資材	ビル用煙突、ボイドスラブ、空調用配管、トンネル用資材

(6) 主要な営業所及び工場（2022年３月31日現在）

① 当社の本社、支店、研究所

事業所名	所在地
本社	東京都文京区
大阪支店	大阪市中央区
九州営業所	福岡市中央区
研究所	横浜市金沢区

② 当社の工場

事業所名	所在地
横浜事業所	横浜市金沢区
静岡事業所	静岡県沼津市
掛川事業所	静岡県掛川市
名張事業所	三重県名張市
三重事業所	三重県名張市
沼田事業所	群馬県沼田市
昭和事業所	群馬県利根郡昭和村

③ 主要な子会社の事業所

会社名	事業所名	所在地
フジモリ産業㈱	本社	東京都新宿区
フジモリ産業㈱	関東工場	茨城県石岡市
フジモリ産業㈱	関西工場	奈良県五條市
フジモリプラケミカル㈱	本社・春日井工場	愛知県春日井市
フジモリプラケミカル㈱	静岡工場	静岡県静岡市
まつやセロファン㈱	本社・工場	広島県東広島市
ZACROS(THAILAND)CO.,LTD.	本社・工場	タイ国
ZACROS AMERICA,Inc.	本社・工場	米国
台湾賽諾世股份有限公司	本社・工場	台湾
PT Kingsford Holdings	本社	インドネシア国
ZACROS (HONG KONG) CO.,LTD.	本社	中国

(7) 従業員の状況（2022年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
ウェルネス事業	860（190）名	5名増
環境ソリューション事業	648（126）名	8名減
情報電子事業	548（51）名	3名減
建築・土木資材事業	150（23）名	7名増
全社	354（90）名	37名増
合計	2,560（480）名	38名増

（注） 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,129名	60名増	41.0歳	16.3年

（注） 従業員数にはパート及びアルバイトは含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2022年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,161百万円
株式会社三井住友銀行	312百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	200百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（2022年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　45,000,000株
② 発行済株式の総数　19,267,760株
（自己株式 237,406株を含む）
③ 単元株式数　100株
④ 株主数　3,097名
⑤ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,019千株	15.9%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,037千株	5.5%
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG／JASDEC／FIM／LUXEMBOURG FUNDS／UCITS ASSETS	860千株	4.5%
有限会社キャド	724千株	3.8%
有限会社エッチエヌカンパニー	718千株	3.8%
藤森美佐子	578千株	3.0%
藤森伸彦	530千株	2.8%
藤森行彦	515千株	2.7%
藤森雅彦	514千株	2.7%
片岡千弥子	480千株	2.5%

（注）持株比率は自己株式（237,406株）を控除して計算しております。

⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

役員区分	株式数	交付対象者数
監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）	13,700株	7名
監査等委員でない社外取締役	0株	0名
監査等委員である取締役（社外取締役を含む）	0株	0名

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議日		2010年７月13日	2011年７月12日
新株予約権の数		429個	456個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 42,900株 (新株予約権１個につき100株)	普通株式 45,600株 (新株予約権１個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 100円 （１株当たり　1円）	新株予約権１個当たり 100円 （１株当たり　1円）
権利行使期間		2010年７月31日から 2040年７月30日まで	2011年７月30日から 2041年７月29日まで
行使の条件		（注）１	（注）２
役員の保有状況	取締役（監査等委員を除く）	新株予約権の数 248個 目的となる株式数 24,800株 保有者数 ３人	新株予約権の数 264個 目的となる株式数 26,400株 保有者数 ３人

		第３回新株予約権	第４回新株予約権
発行決議日		2012年７月11日	2013年７月11日
新株予約権の数		320個	145個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 32,000株 (新株予約権１個につき100株)	普通株式 14,500株 (新株予約権１個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 100円 （１株当たり　1円）	新株予約権１個当たり 100円 （１株当たり　1円）
権利行使期間		2012年８月１日から 2042年７月31日まで	2013年８月１日から 2043年７月31日まで
行使の条件		（注）３	（注）４
役員の保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 268個 目的となる株式数 26,800株 保有者数 ４人	新株予約権の数 121個 目的となる株式数 12,100株 保有者数 ４人

		第５回新株予約権	第６回新株予約権
発行決議日		2014年７月10日	2015年７月９日
新株予約権の数		181個	163個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 18,100株 (新株予約権１個につき100株)	普通株式 16,300株 (新株予約権１個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 100円 （１株当たり　1円）	新株予約権１個当たり 100円 （１株当たり　1円）
権利行使期間		2014年８月１日から 2044年７月31日まで	2015年８月１日から 2045年７月31日まで
行使の条件		（注）５	（注）６
役員の保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 158個 目的となる株式数 15,800株 保有者数 ５人	新株予約権の数 142個 目的となる株式数 14,200株 保有者数 ５人

		第７回新株予約権	第８回新株予約権
発行決議日		2016年７月12日	2017年７月12日
新株予約権の数		333個	198個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 33,300株 (新株予約権１個につき100株)	普通株式 19,800個 (新株予約権１個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 100円 （１株当たり　1円）	新株予約権１個当たり 100円 （１株当たり　1円）
権利行使期間		2016年７月30日から 2046年７月29日まで	2017年８月１日から 2047年７月31日まで
行使の条件		（注）７	（注）８
役員の保有状況	取締役(監査等委員を除く)	新株予約権の数 290個 目的となる株式数 29,000株 保有者数 ５人	新株予約権の数 175個 目的となる株式数 17,500株 保有者数 ６人

		第９回新株予約権	第10回新株予約権
発行決議日		2018年７月12日	2019年７月11日
新株予約権の数		185個	219個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 18,500株 (新株予約権１個につき100株)	普通株式 21,900株 (新株予約権１個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 100円 （１株当たり　1円）	新株予約権１個当たり 100円 （１株当たり　1円）
権利行使期間		2018年８月１日から 2048年７月31日まで	2019年８月１日から 2049年７月31日まで
行使の条件		（注）９	（注）10
役員の保有状況	取締役(監査等委員を除く)	新株予約権の数 163個 目的となる株式数 16,300株 保有者数 ６人	新株予約権の数 194個 目的となる株式数 19,400株 保有者数 ６人

		第11回新株予約権
発行決議日		2020年７月14日
新株予約権の数		176個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 17,600株 (新株予約権１個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 100円 （１株当たり　1円）
権利行使期間		2020年８月１日から 2050年７月31日まで
行使の条件		（注）11
役員の保有状況	取締役(監査等委員を除く)	新株予約権の数 156個 目的となる株式数 15,600株 保有者数 ６人

（注）1．イ．当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
ロ．上記イに拘わらず、新株予約権者が2039年７月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2039年７月31日から2040年７月30日までの期間に新株予約権を行使できる。
ハ．新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行使することができる。
ニ．新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使することはできない。
2．イ．当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
ロ．上記イに拘わらず、新株予約権者が2040年７月29日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2040年７月30日から2041年７月29日までの期間に新株予約権を行使できる。
ハ．新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行使することができる。
ニ．新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使することはできない。
3．イ．当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
ロ．上記イに拘わらず、新株予約権者が2041年７月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2041年８月１日から2042年７月31日までの期間に新株予約権を行使できる。
ハ．新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行使することができる。
ニ．新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使することはできない。
4．イ．当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
ロ．上記イに拘わらず、新株予約権者が2042年７月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2042年８月１日から2043年７月31日までの期間に新株予約権を行使できる。
ハ．新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行使することができる。
ニ．新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使することはできない。
5．イ．当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
ロ．上記イに拘わらず、新株予約権者が2043年７月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2043年８月１日から2044年７月31日までの期間に新株予約権を行使できる。
ハ．新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行使することができる。
ニ．新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使することはできない。
6．イ．当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
ロ．上記イに拘わらず、新株予約権者が2044年７月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2044年８月１日から2045年７月31日までの期間に新株予約権を行使できる。
ハ．新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行使することができる。
ニ．新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使することはできない。

7．イ．当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
ロ．上記イに拘わらず、新株予約権者が2045年７月29日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2045年７月30日から2046年７月29日までの期間に新株予約権を行使できる。
ハ．新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行使することができる。
ニ．新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使することはできない。
8．イ．当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
ロ．上記イに拘わらず、新株予約権者が2046年７月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2046年８月１日から2047年７月31日までの期間に新株予約権を行使できる。
ハ．新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行使することができる。
ニ．新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使することはできない。
9．イ．当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
ロ．上記イに拘わらず、新株予約権者が2047年７月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2047年８月１日から2048年７月31日までの期間に新株予約権を行使できる。
ハ．新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行使することができる。
ニ．新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使することはできない。
10．イ．当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
ロ．上記イに拘わらず、新株予約権者が2048年７月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2048年８月１日から2049年７月31日までの期間に新株予約権を行使できる。
ハ．新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行使することができる。
ニ．新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使することはできない。
11．イ．当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
ロ．上記イに拘わらず、新株予約権者が2049年７月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2049年８月１日から2050年７月31日までの期間に新株予約権を行使できる。
ハ．新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行使することができる。
ニ．新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使することはできない。

なお、いずれの新株予約権についても、社外取締役及び監査等委員である取締役の保有分はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2022年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	藤森　明彦	
代表取締役副会長	藤森　伸彦	
代表取締役社長	布山　英士	
取締役常務執行役員	塩見　公彦	情報電子事業本部長
取締役常務執行役員	大江　哲郎	環境ソリューション事業本部長
取締役	藤森　行彦	フジモリ産業株式会社代表取締役会長兼社長
取締役上席執行役員	嵯峨　裕	社長室長
取締役上席執行役員	下田　拓	ウェルネス事業本部長
取締役（監査等委員）	坂井　学	
取締役（監査等委員）	張　秋華	ビジネス・ブレークスルー大学大学院教授
取締役（監査等委員）	小林　英三	日本証券金融株式会社執行役会長

（注）１．取締役（監査等委員）坂井学氏、張秋華氏及び小林英三氏は、社外取締役であります。
２．取締役（監査等委員）坂井学氏、張秋華氏及び小林英三氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・坂井学氏は、研究開発及び会社経営における長年の経験と見識を有しております。
・張秋華氏は、国際的金融業界の経験者として培われた高度な専門的知識を有しております。
・小林英三氏は、金融業務及び会社経営における長年の経験と見識を有しております。
３．当社は、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員の選定をしておりません。
４．当社は、取締役（監査等委員）坂井学氏、張秋華氏及び小林英三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の概要

当社と取締役（監査等委員）坂井学氏、張秋華氏及び小林英三氏は、会社法第427条第１項及び当社定款第31条の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

イ．被保険者の範囲

当社および当社が過半の株式を保有する関係会社の役員（取締役、監査等委員である取締役、監査役等および契約後に就任したものを含みます）

ロ．被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は全額会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

ハ．補填の対象となる保険事故の概要

被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求をうけることによって生じる事のある損害について補填するものであります。

ニ．役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

被保険者の法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

④ 取締役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会にて取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、役員の報酬規程等に基づいていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

【基本方針】

1）企業理念の実現に向けた持続的な企業価値向上へのインセンティブの高い報酬体系とする。
2）業績及び中長期的な企業価値と連動する報酬とし株主との価値共有を図る。
3）各取締役の役割や責任を踏まえた適正な報酬水準で「透明性」と「公正性」「合理性」の高い報酬体系とする。

【報酬についての考え方】

1）業務を執行する取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬「月額報酬」、短期業績連動報酬である「賞与」と中長期的なインセンティブとしての株式報酬である「譲渡制限付株式報酬」で構成し会社業績並びに職責や成果を反映した報酬体系とします。
2）社外取締役及び非常勤取締役、監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬「月額報酬」のみで構成します。
3）報酬額は株主総会にて決議された報酬限度額範囲内とします。
4）報酬水準は、同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業のベンチマークを踏まえ、当社業績等を反映し役位役割に応じた報酬を外部専門機関の調査、助言をもとに監査等委員である取締役と検討し取締役会で決定します。監査等委員である取締役の報酬については監査等委員会にて検討し決定します。
5）報酬制度設計は、事業規模や環境変化、当社業績等を反映した役位役割に応じた役員の報酬を外部専門機関の調査、助言や監査等委員である取締役との検討を行い、役員報酬規程等を取締役会にて決議して定めます。

a．基本報酬に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬にて監督報酬と執行報酬に区分して役位役割に応じ、当社の事業規模、経営環境等から適正な水準を設定します。

b．業績連動報酬等に関する方針

賞与は、業績目標（KPI）及び企業価値・株主価値向上に対する項目を反映した算定基準に基づき目標達成度を指標として金額を算定します。

c．非金銭報酬等に関する方針

中長期業績連動報酬（株式報酬）として、経営計画の達成度や企業価値の向上に資することを目的として、業務を執行する取締役に対し、譲渡制限付株式の付与を取締役会にて決議し決定します。任期満了前の退任等の合理的理由がある場合を除き、制限未解除の本割当株式は会社が無償で取得します。

d．報酬等の決定の委任に関する事項

ⅰ．代表取締役社長は、役員の報酬規程等に基づき各取締役の基本報酬の額および評価等についての委任をうけ、各取締役の担当事業等の業績等を踏まえた賞与の評価配分を決定します。

ⅱ．取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、役員の報酬規程等の審議を行い、上記の委任をうけた代表取締役社長は，当該規程の内容に従って決定します。なお、株式報酬は、法令、株主総会での決議に基づき、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議します。

ロ．取締役の報酬等の総額

役員区分	支給人員	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	退職慰労金
取締役(監査等委員を除く) （うち社外取締役）	9名 (-)	381 (-)	196 (-)	121 (-)	57 (-)	6 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (3)	20 (20)	20 (20)	- (-)	- (-)	- (-)
合計 （うち社外役員）	12名 (3)	401 (20)	216 (20)	121 (-)	57 (-)	6 (-)

（注）1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．業績連動報酬等にかかる業績指標は連結ベースの売上高、営業利益、当期利益等で、その実績は連結計算書類に記載のとおりであります。当該指標を選択した理由は成長軸の強化、積極的な投資の促進、並びに利益確保の点からであります。当社の業績連動報酬は、職位別の基準額に対して業績連動支給率を乗じたもので算定されております。

3．非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式報酬であり、割り当ての際の条件等は、「イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。

4．取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額（基本報酬及び業績連動報酬等）は、2016年６月17日開催の第86回定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人分給与を含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名、（うち、社外取締役は３名）です。

また、金銭報酬とは別枠で、2021年６月18日開催の第91回定時株主総会において、株式報酬の額として年額100百万円以内、株式数の上限を年60,000株以内（社外取締役及び非常勤取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く）の員数は、７名であります。

5．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年６月17日開催の第86回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名です。

6．取締役会は、代表取締役社長布山英士に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、役員の報酬規程等を取締役会にて審議を行い定めており、委任された内容の決定にあたっては、代表取締役社長が当該規程に従い決定していることを取締役会にて確認しております。

⑤　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役小林英三氏は日本証券金融株式会社の執行役会長であります。

日本証券金融株式会社と当社の間には特別な関係はありません。

ロ．他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況		発言状況及び、社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
	取締役会（全14回）	監査等委員会（全15回）	
取締役（監査等委員） 坂　井　　学	100％ （14回）	100％ （15回）	研究開発及び企業経営における長年の経験と幅広い見識に基づき、取締役会においてその意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、監査等委員会においても、監査の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役（監査等委員） 張　　秋　華	100％ （14回）	100％ （15回）	国際的金融業界の経験で培われた経験と幅広い見識に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、監査等委員会においても、監査の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役（監査等委員） 小　林　英　三	100％ （14回）	100％ （15回）	金融業務及び会社経営における豊富な経験と幅広い見識に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、監査等委員会においても、監査の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3．当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元と株主資本利益率の向上を最重要課題の一つと位置づけております。利益の配分については、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本とし、業績の伸展状況に応じて、配当性向・株主資本配当率等を勘案して実行してまいります。

内部留保については、財務体質の強化、持続可能な社会実現への取り組みや既存事業の基盤強化、新事業創出に向けた研究開発費や設備投資など有効に活用してまいります。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**80,925**	**流動負債**	**34,857**
現金及び預金	11,051	支払手形及び買掛金	24,967
受取手形	4,974	短期借入金	998
売掛金	30,819	未払金	3,905
契約資産	868	未払法人税等	1,163
有価証券	17,097	契約負債	548
商品及び製品	6,190	賞与引当金	1,468
仕掛品	1,741	役員賞与引当金	181
原材料及び貯蔵品	5,568	その他	1,624
その他	2,659	**固定負債**	**7,291**
貸倒引当金	△47	長期借入金	975
固定資産	**46,444**	繰延税金負債	141
有形固定資産	**39,140**	退職給付に係る負債	4,640
建物及び構築物	18,773	役員退職慰労引当金	589
機械装置及び運搬具	8,720	その他	944
工具、器具及び備品	1,014	**負債合計**	**42,148**
土地	8,329	**(純資産の部)**	
建設仮勘定	1,698	**株主資本**	**75,985**
その他	604	**資本金**	**6,600**
無形固定資産	**1,027**	**資本剰余金**	**6,465**
のれん	257	**利益剰余金**	**63,527**
その他	769	**自己株式**	**△608**
投資その他の資産	**6,277**	**その他の包括利益累計額**	**2,892**
投資有価証券	4,769	**その他有価証券評価差額金**	**1,486**
繰延税金資産	741	**為替換算調整勘定**	**1,302**
その他	780	**退職給付に係る調整累計額**	**104**
貸倒引当金	△13	**新株予約権**	**466**
		非支配株主持分	**5,876**
		純資産合計	**85,221**
資産合計	**127,370**	**負債純資産合計**	**127,370**

連結損益計算書

（自　2021年４月１日
至　2022年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**127,819**
売上原価		**99,138**
売上総利益		**28,680**
販売費及び一般管理費		**18,338**
営業利益		**10,341**
営業外収益		
受取利息	63	
受取配当金	118	
その他	644	826
営業外費用		
支払利息	18	
その他	47	65
経常利益		**11,102**
特別利益		
固定資産売却益	10	
投資有価証券売却益	58	68
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	54	54
税金等調整前当期純利益		**11,116**
法人税、住民税及び事業税	2,618	
法人税等調整額	75	2,693
当期純利益		**8,422**
非支配株主に帰属する当期純利益		729
親会社株主に帰属する当期純利益		**7,693**

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**56,345**	**流動負債**	**24,490**
現金及び預金	2,993	支払手形	945
受取手形	2,471	買掛金	17,682
売掛金	25,079	未払金	2,979
有価証券	17,097	未払費用	578
商品及び製品	3,120	未払法人税等	687
仕掛品	1,278	前受金	269
原材料及び貯蔵品	2,955	預り金	44
前渡金	58	賞与引当金	1,109
前払費用	277	役員賞与引当金	121
短期貸付金	55	その他	72
未収入金	333	**固定負債**	**4,350**
未収消費税等	342	長期借入金	700
その他	287	退職給付引当金	3,245
貸倒引当金	△6	役員退職慰労引当金	241
固定資産	**39,069**	資産除去債務	87
有形固定資産	**25,250**	その他	75
建物	12,910	**負債合計**	**28,840**
構築物	126	**(純資産の部)**	
機械及び装置	5,540	**株主資本**	**64,647**
車両運搬具	25	**資本金**	**6,600**
工具、器具及び備品	803	**資本剰余金**	**7,666**
土地	4,931	資本準備金	7,654
建設仮勘定	892	その他資本剰余金	11
その他	20	**利益剰余金**	**50,989**
無形固定資産	**226**	利益準備金	477
ソフトウエア	215	その他利益剰余金	50,511
その他	10	土地圧縮積立金	908
投資その他の資産	**13,592**	固定資産圧縮積立金	585
投資有価証券	3,556	別途積立金	11,310
関係会社株式	9,208	繰越利益剰余金	37,706
長期貸付金	0	**自己株式**	**△608**
繰延税金資産	414	**評価・換算差額等**	**1,459**
その他	412	その他有価証券評価差額金	1,459
		新株予約権	**466**
		純資産合計	**66,574**
資産合計	**95,414**	**負債純資産合計**	**95,414**

損 益 計 算 書

（自　2021年４月１日
至　2022年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**79,763**
売上原価		**61,550**
売上総利益		**18,212**
販売費及び一般管理費		**12,063**
営業利益		**6,148**
営業外収益		
受取利息	18	
受取配当金	529	
その他	238	786
営業外費用		
支払利息	1	
その他	27	29
経常利益		**6,906**
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	48	50
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	38	38
税引前当期純利益		**6,918**
法人税、住民税及び事業税	1,545	
法人税等調整額	22	1,568
当期純利益		**5,350**

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年５月17日

藤森工業株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　葛　貫　誠　司

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　井　澤　依　子

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、藤森工業株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、藤森工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年５月１７日

藤森工業株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　葛　貫　誠　司

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　井　澤　依　子

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、藤森工業株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2021年４月１日から2022年３月31日までの第92期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年５月19日

藤森工業株式会社　監査等委員会
監査等委員長　坂　井　　学　㊞
監査等委員　張　　秋　華　㊞
監査等委員　小　林　英　三　㊞

（注）監査等委員長 坂井　学及び監査等委員　張　秋華、小林　英三は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

第92回定時株主総会会場ご案内図

会場…東京都文京区小石川一丁目１番１号
文京ガーデン　ゲートタワー　22階

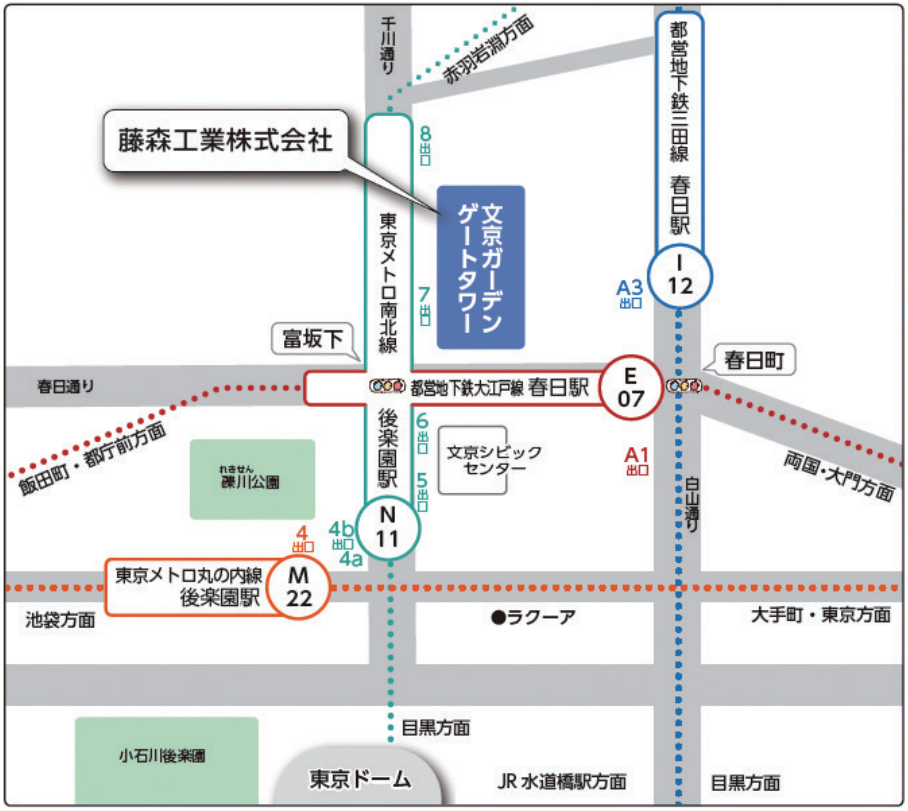

最寄駅…

東京メトロ丸ノ内線	後楽園駅	地下７番出口直結・４ｂ出口徒歩約１分
東京メトロ南北線	後楽園駅	地下７番出口直結
都営地下鉄三田線・大江戸線	春日駅	地下７番出口直結

（会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください）

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。